

## 2-2 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認

### (1) 配偶者特別控除申告書の受理

配偶者特別控除は、年末調整の際に控除することになりますが、この控除は、各人から提出された「給与所得者の配偶者特別控除申告書」（以下「配偶者特別控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください（税務署から配布している配偶者特別控除申告書は、「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用用紙となっています。）。

（注）非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける給与所得者は、配偶者特別控除申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

### (2) 配偶者特別控除申告書の内容の確認

配偶者特別控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

#### 配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者が生計を一にする配偶者（合計所得金額が76万円未満の人に限り）で控除対象配偶者に該当しない人（11ページを参照してください。）を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、**配偶者の合計所得金額が38万円以下であるとき又は76万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。**

（注）1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができませんので注意してください。

2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は196万円以上であるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は1,513,334円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

#### 〔注意事項〕

- ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれません。
- 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
- 配偶者特別控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合には、この控除を受けることはできません。

（注）給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が12,200,000円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります。

#### 配偶者特別控除額の計算

配偶者特別控除額は、次により計算することとされています。配偶者特別控除申告書では、控除額の早見表に当てはめて求めることができるようになっていますので、配偶者の合計所得金額に応じた正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。

なお、控除額の早見表は、この説明書の91ページに掲げてあります。

配偶者の合計所得金額		控 除 額
①	380,001円以上 400,000円未満	380,000円
②	400,000円以上 750,000円未満	380,000円－（合計所得金額－380,000円）
③	750,000円以上 760,000円未満	30,000円

(注) ②の控除額の算式中の「合計所得金額－380,000円」は、その金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち、「合計所得金額－380,000円」に満たない金額で最も大きい金額として計算します。

#### [参 考] 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。これにより求めた合計所得金額が38万円以下の場合又は76万円以上の場合には配偶者特別控除の適用を受けることができません。

### 1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。  
なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は65万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります（82ページを参照してください。）。

### 2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

### 3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次の①と②を合計した金額となります。

- ① 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額  
〔公的年金等に係る雑所得の金額が76万円未満となる場合〕

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	1,959,999円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a)×25%+37万5千円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和28年1月1日以前に生まれた人をいいます。

- ② 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

### 4 配当所得

- (1) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きま

す。)を控除した後の金額となります。

(2) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。

- ① 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
- ② 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑤公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、⑥特定投資法人の投資口の配当等、⑦公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び私募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑧公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑨特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び⑩これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

## 5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

## 6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
  - (2) 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります<sup>(注1)</sup>。
    - ① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
    - ② 勤続年数が20年を超える場合……800万円+70万円×（勤続年数-20年）
- (注)1 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。
- 2 障害者になったことに直接起因して退職した場合には、上記①又は②の金額に100万円を加算します。

## 7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・山林所得…山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得
- ・一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
  - (注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、収入金額に含まれません。
  - また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得
  - (注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等
  - (注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・先物取引に係る雑所得等

(3) 配偶者特別控除額の源泉徴収簿への記入

配偶者特別控除申告書の内容について確認を終えた後、申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の「配偶者特別控除額⑮」欄に記入します。また、「配偶者の合計所得金額」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。

- 山川太郎さんの場合は、妻の山川明子さんが控除対象配偶者に該当するため（17ページの記載例参照）、配偶者特別控除申告書を提出することはできません。

なお、配偶者特別控除を受けることができる佐藤次郎さんの場合の配偶者特別控除申告書等の記載例は次のとおりです。

〔記載例〕 配偶者特別控除申告書と源泉徴収簿への記入

(平成29年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書)

**平成29年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書**

<b>所轄税務署長</b>	給与の支払者の名称(氏名) <b>株式会社</b>	(フリガナ) あなた等の氏名 <b>佐藤 次郎</b>	サトウ ジロウ
<b>神田</b>	給与の支払者の法人番号 3   3   4   4   5   6   6   7   7   8   8   9	あなたの住所又は居所 <b>東京都練馬区東大泉 7-31-35</b>	あなたの住所又は居所 <b>東京都練馬区東大泉 7-31-35</b>
<b>税務署長</b>	給与の支払者の所在地(住所) <b>東京都千代田区神田錦町 3-3</b>		

**◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆**

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の出発日	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分限を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の承認印

**◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆**

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 1,000円未満の場合は中央より記入してください。	<b>6,260,000円</b>		
配偶者の氏名	佐藤 次郎		
配偶者の住所又は居所	東京都練馬区東大泉 7-31-35		
あなたの配偶者の住所又は居所	東京都練馬区東大泉 7-31-35		
非居住者である配偶者	生計を一にする事実		
<input type="checkbox"/> 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として他の支払を受ける場合又は自他事業専従者として受ける場合は、申告できません。また、夫婦の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
給与所得①	1,320,000円	650,000円	670,000円
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
配偶者の合計所得金額(①-⑥の合計額)			<b>A 670,000円</b>
<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除額の早見表			
A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B
380,000円から389,999円まで	380,000円	650,000円から659,999円まで	140,000円
400,000円から409,999円まで	380,000円	700,000円から709,999円まで	140,000円
450,000円から459,999円まで	310,000円	750,000円から759,999円まで	90,000円
500,000円から509,999円まで	260,000円	780,000円から789,999円まで	0円
550,000円から559,999円まで	210,000円		
配偶者特別控除額 早見表Bの金額 <b>110,000円</b>			
社会保険の種類	保険料支払先	控除額を負担するに当たっている氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額

(源泉徴収簿)

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	配偶者の合計所得金額 (670,000)
社会保険料等	⑩	旧長期損害保険料支払額
控除額	⑪	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額
生命保険料の控除額	⑫	
地震保険料の控除額	⑬	⑪のうち国民年金保険料等の金額
配偶者特別控除額	⑮ 110,000	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑯)	⑰	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	